



卒業記念パーティーでの全体写真



ビジネス法学科ジャーナル

[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL. (06) 6328-2431 (代表) E-mail .blic@osaka-ue.ac.jp

大人のビジネスパーソンにも支持される学部・学科を目指します。

—経営学部3学科と研究科の存在意義

このジャーナルは新入生歓迎号です。皆様のご入学を大歓迎いたします。私たちは、皆さんが将来この学部・学科を選んでよかったと思ってくれるようがんばります。皆さんも真剣に誠実に学修してください。少し難しいですが、経営学部・学科・研究科の存在意義を説明しておきます。

新入生の皆さんのほとんどは平成生まれ、18歳ですね。私たちは、高校生から大学生へ皆さんの転換をリードしなければなりません。しかし、この学部・大学院には70歳を過ぎた大先輩が現役学生としておられると聞くと驚かれるでしょうか。大学院経営学研究科エグゼクティブ〈経営幹部〉プログラムには、60歳代、70歳代の社長や税理士事務所長が在籍されています。2部経営学科にも我々が「社長学生」と呼んでいる若手経営者が多数おられます。また、北浜キャンパスを中心にご本業が忙しい中30~40歳代の多くのビジネスパーソンが在籍されています。このような方々と話すとその積極的な生き方にしばしば感心させられます。若い学生にとって、先輩こそ最高の教師ですから、皆さんの前にもご登場いただく機会がないかと考えています。

もともと本学は、私立の旧「高商」を起源とします（浪華高等商業学校、後に昭和高等商業学校と改称）。「高商」とは戦前のビジネスエリート養成を目的とした専門学校です。経営学部・経営学研究科はこの系譜を受け継ぐべき学部・大学院であると思っています。2002年が浪華高商開設から70年となり、これを機に「企業社会に開く」を一つのテーマとした本学の改革、経営学部改革が進みました。

また、本学は大学としての役割を「幅広い職業人の養成」として明確にしました。したがって、われわれは皆さんがビジネス社会に職業を持つ上で必要な能力の育成に尽さなければなりません。しかし、ビジネス社会の複雑化・高度化は、22歳の学卒に必要な能力を完結させてくれません。

3年前、経営学部大学院経営学研究科を設けた趣旨は、継続的専門教育機関とするという趣旨でした。卒業後の経験を経て再びこの学部・研究科を訪ねてもらえるような、いわば「大人のビジネスパーソンにも支持される学部・学科」として成長しいこうと思っています。2部経営学科を含めた3学科を活用した当面の学修計画、大学院をも視野に入れた将来の職業・人生設計に一部参考にしていただければ幸いです。

さて、ビジネス法学科はこの3月に初めての第1期卒業生を送り出しました。この学科を準備していた5、6年前、たとえば「コンプライアンス」という言葉が世間にやや広がりつつある時期でした。最近、企業もビジネスも社会との調和や貢献抜きに存在し得ないことはますます明確になりました。企業不祥事だけではありません。たとえば昭和の個人商店と今のコンビニエンスストアを比べれば法や契約の持つ意味は格段に違います。ビジネスシステム自体が法や契約も動員して高度化しているのです。ビジネス法学科は決してミニ「法学部」ではありません。「経営と法の融合」は時代の要請ですから、経営学部3学科・研究科体制を有効活用しつつビジネス法学科で存分に学修してください。

経営学部長 ビジネス法学科 教授
北村 實

○ ホームページ紹介	1 6
○ ビジネス法研究会予告	1 6
○ 就職状況	1 6
○ 民法テール	1 5
○ 経営と法セミナー案内	1 3
○ あなたと読む最高裁判例(解説)	1 2
○ 大学院について	1 1
○ 入学したら資格試験にチャレンジ	1 1
○ 資格試験への挑戦と醍醐味	1 0
○ 弁護士費用と法的知識	8
○ ゼミ生から先生からゼミ生へ	7
○ 早起きして借地借家法を勉強しよう	6
○ その時私の歴史が動いた	5
○ 研究室訪問	4
○ おもしろい判例	3
○ ビジネス法学科新任教員紹介	2
○ ビジネス法学科出身校ランキング	2
○ 経営学部長挨拶	1

2008年度 ビジネス法学科合格者出身校ランキング

6名合格

・西宮南（兵庫）

4名合格

・高松北（香川） ・若狭（福井）

3名合格

・伊集院（鹿児島） ・生駒（奈良） ・○柳学園（兵庫） ・三田西陵（兵庫） ・加古川北（兵庫） ・尼崎北（兵庫） ・鈴蘭台（兵庫）
 ・○摂陵（大阪） ・香里丘（大阪） ・摂津（大阪） ・甲西（滋賀）

2名合格

・新居浜西（愛媛） ・米子東（鳥取） ・向陽（和歌山） ・尼崎稲園（兵庫） ・宝塚西（兵庫） ・伊川谷（兵庫） ・○大阪青凌（大阪）
 ・○清風（大阪） ・○大阪産業大学附属（大阪） ・○初芝（大阪） ・高津（大阪） ・箕面（大阪） ・河瀬（滋賀） ・東大津（滋賀）
 ・高校卒業程度認定試験、大学入学試験検定

1名合格

・鹿児島玉龍（鹿児島） ・○福岡大学附属大濠（福岡） ・東鷹（福岡） ・門司（福岡） ・○香川県大手前（香川） ・香川中央（香川）
 ・高瀬（香川） ・福山明王台（広島） ・井原（岡山） ・西大寺（岡山） ・倉敷天城（岡山） ・鳥取西（鳥取） ・日高（和歌山）
 ・西和清陵（奈良） ・橿原（奈良） ・○日生学園第三（兵庫） ・○東洋大学附属姫路（兵庫） ・○三田学園（兵庫） ・○仁川学院（兵庫）
 ・○報徳学園（兵庫） ・三田祥雲館（兵庫） ・播磨南（兵庫） ・三木北（兵庫） ・須磨東（兵庫） ・伊丹[私立]（兵庫） ・西宮東（兵庫）
 ・村岡（兵庫） ・豊岡（兵庫） ・川西緑台（兵庫） ・御影（兵庫） ・○金光八尾（大阪） ・○初芝富田林（大阪） ・○追手門学院（大阪）
 ・○大阪商業大学堺（大阪） ・○大阪国際滝井（大阪） ・○大阪学芸（大阪） ・刀根山（大阪） ・池島（大阪） ・花園（大阪）
 ・牧野（大阪） ・吹田東（大阪） ・千里（大阪） ・能勢高校（大阪） ・東淀川（大阪） ・○京都外大西（京都） ・向陽（京都）
 ・朱雀（京都） ・能登川（滋賀） ・水口東（滋賀） ・大津（滋賀） ・松本美須ヶヶ丘（長野） ・羽水（福井） ・湯沢（秋田）

総計 130名

※○は私立高校。

ビジネス法学科新任教員紹介

今年度4月から知的財産法やビジネス法入門の講義などを担当することになりました。兵庫県出身で、東京の大学、大学院と過ごして以来、久しぶりに地元に戻ってきたという感じです。心新たに本大学で教育、研究に取り組みたいと思っています。

これまで、大学院博士後期課程の在学中に財団法人知的財産研究所で特別研究員として勤務し、インターネットにおける国際的な知的財産侵害に対する規律等について研究しました。当研究所では研究者の国際交流・人材育成にも力を入れており、在任中は米国、フランス、ドイツ、韓国、中国など様々な国の招聘研究者の方々と共に議論しながら研究することができ、知的財産に関する研究について国際的な視野を広げ、問題意識を高めることができました。

ビジネス法学科 講師

中山 真里



その後、特許庁総務部企画調査課の工業所有権調査員として勤務し、平成18年6月特許庁「先使用権制度ガイドライン（事例集）」の作成等に携わる中で、欧米やアジア諸国に対抗していくために、今後日本の企業が出願戦略等知的財産を戦略的に経営に生していくことの重要性等を感じました。このような経験をもとに、知的財産法制度の比較法的研究も踏まえて、我が国の産業の発展につながるような知的財産権の制度設計等の研究・提言等を行っていきたいと思います。



著名表示冒用行為と呉青山学院事件

—東京地裁平成13年7月19日判決・判時1815号148頁—



ビジネス法学科 准教授

栗城 利明

(1) 競争と不正競争防止法

最近、企業の不祥事として社会的に問題になったものに、食品の偽装表示があげられる。こうした行為は反競争的であり、ミートホープ事件のように、不正競争防止法（以下「不競法」と略す）に違反することが考えられるところ、学校経営においても、不競法上の問題は生じ得る。ここでは一例として、呉青山学院事件を紹介する。

(2) 事実

原告は「青山学院大学」「青山学院中等部」などを設置し、かつ、「青山学院」「AOYAMA GAKUIN」などについて商標権を有する学校法人であり、被告は2000年より広島県呉市青山町に「呉青山学院中学校」を開設、運営する学校法人である（現在は名称を変更している）。被告の名称は上記のとおり、所在地に由来するものであるところ、本件は、被告が当該名称を用いる行為は不競法上の不正競争に該当するなどとし、原告が名称の使用差止、損害賠償を請求した事案である。

(3) 判旨

- ①（著名性）「原告名称は、…原告が行う教育事業及び原告が運営する各学校を表す名称として、学校教育及びこれと関連する分野において著名なものになっていたものと認めることができる」。
- ②（類似性）「一般に営業表示の類否については、取引の実情の下において、取引者又は需要者が両表示の外観、呼称又は觀念に基づく印象、記憶、連想などから両表示を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である」。「被告漢字名称については、そのうち『青山学院』の部分からも識別表示としての呼称、觀念が生じるものであるから、原告漢字名称と被告漢字名称とは、『青山学院』の部分について外観が共通し、『アオヤマガクイン』の呼称を生じる点でも同じである。そして…『青山学院』の表示が著名であることからすれば、被告漢字名称からは『青山学院と何らかの関連を有する呉所在の中学校』という觀念が想起されるのであって、両者は觀念において類似するといふべきである」。

(4) 不正競争と著名表示冒用行為

不競法は2条1項に不正競争として様々な行為類型を列挙しているところ、他人の商品表示、営業表示と同一、類似の表示（類似性）を用いる行為も、一定の要件を充足すると、不正競争に該当する。具体的に述べると、不競法は、第1に周知性（需要者に広く知られている／地域的に知られている）および混同を要件にする周知表示混同惹起行為（1号）を、第2に著名性（需要者を越えて広く知られている／全国的に知られている）を要件にする著名表示冒用行為（2号）を、不正競争と定めている。こうした同一、類似の表示を用いる行為について、需要者の保護を考慮すると、混同を要件にすべきように思われるが、不競法は、事業者間の公正競争の確保を目的としており（1条）、表示の自由に対する尊重とフリーライドに対する批判の観点から、不正競争として、周知表示は混同を要するものの著名表示は混同を要しないとする立場を、採用している。

本件において裁判所は、①著名性について、「原告名称は、…学校教育及びこれと関連する分野において著名」と述べ、②類似性について、外観、呼称は共通し、觀念において類似していると判示している。要するに裁判所は、被告の行為は不競法上の不正競争（著名表示冒用行為）に該当するとし、原告の差止請求を認容する一方、グッドウィルの毀損に基づく損害賠償請求については、具体的に損害が生じているとはいえないとし、棄却する判決を下している（一部認容・一部棄却）。

以上が本件の簡単な紹介である。学校経営においても一般のビジネスと同様に法的問題が生じ得るところ、こうした状況を踏まえ、本学の教職員を中心に共同研究が行われており、現在、研究成果として『学校の法理』（仮称）の出版に向け、準備をすすめているところである。私は「学校と競争」を担当し、独禁法および不競法の観点から執筆に取り組んでいる。出版の際には、お目を通して頂けるならば、幸いである。

参考文献

- ・永井紀昭「著名商品等表示（1）——一般（呉青山学院中学校事件）」商標・意匠・不正競争判例百選（別冊ジュリスト188号）（2007年）162頁。
- ・星野豊「学校の名称と不正競争防止法—『呉青山学院』の名称を用いることとの差止請求が認められた事例—」月刊高校教育38巻12号（2005年）92頁。



早起きして借地借家法を勉強しよう



ビジネス法学科 教授
北村 實

時間割表の真中一番上・秋学期水曜朝 I 時限に「借地借家法」を開講している。目立たない授業科目だし、若い学生諸君には過酷な時間割のためか、受講者は少ない。登録60名くらい、出席者は30名を切る。しかし、07年度この授業は私にとって主担当科目「契約法」に比べ3倍楽しかった。08年度も同じように開講する。秋から冬にかけての早朝の空気、B館3階の快適な階段教室、そして何よりも学生と会話しながら進められる環境があった。「30名クラスは語学授業の特権か？」と制度要求をしたくなる。授業を、学部を超えて大人数に聞かせることを喜ぶ人もいる。授業の種類にもよるが、政治・宗教演説でもあるまいし、私には分からない。

平成4年から施行されている借地借家法という名の法律がある。法律名からわかるように生活やビジネスの拠点となる土地や建物を貸し借りする関係に適用される。明治民法(明治31年施行・現行民法)は、わが国にヨーロッパ大陸型の権利・義務関係を導入したが、どうみても借地・借家の分野では地主・家主の側に立っていた。借手の権利は弱かった。日清・日露戦争のころ日本の工業化が進み都市に人々が集まった。大阪の工場にも近隣の山村から、九州・沖縄からも、さらには海外からも人々が集まり住宅問題・紛争が深刻化した。とても民法の基準では対応できず、いくつかの特別法ができた。数次の特別法改正、判例理論の展開、学説による理論開発によって借地人・借家人保護強化の流れはその後も続いた。しかし、中曽根内閣のころ「待った!」がかかった。「地上げ屋」という言葉が流行った時代、強くなりすぎた借手の権利がデベロッパーによる都市再開発の邪魔になった。そのような社会背景の中で、様々な議論に数年かけて新借地借家法ができた。新法と言ってもはや十数年たつ。

さて、借地借家法の授業は「借地借家の契約法」という副題をつけている。教科書も、契約法の授業と同じ内田貴『民法Ⅱ』の賃貸借部分だ。我々が現実遭遇する契約は多種多様だが、それらに概ね間違いない姿勢で対応できるだろうか。大人数の契約法の授業での「演壇」からの語りだけでは心配が残る。契約法の授業で話した一般的な考え方やルールを復習しながら、借地・借家の契約ではこれらがどのように変容するかという観点から話をしている。私が借地借家法に関心を持ったのは『借家の法律相談』という本の部分執筆をしたことがきっかけだが、そのような実用的な問題とともに、借地借家法は民法・契約法の現代的・理論的課題と言える問題を多く含んでいる。継続的契約一般の解除制限論、契約上の地位の移転、転賃の法律関係、事業者間複合契約・等々である。借地借家法授業は学生にとっては契約法授業の続編、復習と発展であり、私にとっては民法・契約法の課題を考えながら話す場となっている。

07年授業に何人か気になる学生がいた。30人に満たないクラスだから一人ひとりの表情がよく見える。ビジネス法学科は小さな学科だし教師間も親密だから学生A君のこと学生Bさんの動向もしばしば話題になる。ああこの子が・・・と思うこともしばしばあった。その中で、もじゃもじゃ茶髪の大男・M君が気になった。授業には遅れ、悪い姿勢で隣とボソボソ。しかし、ビジネス法学科開設のころ私が「営業」に行った高校からAO入試で来てくれたと言う。あの暑い夏を思い出し、妙に「縁」を感じた。見た目と違い人懐っこい人物だ。毎回指名し発言させた。なんとか60点取ってくれよと祈っていたが、彼は優をとった。小さな建設会社の跡取りの彼は、市の工事を受注するために契約審査書類をいっぱい求められ、自分で悪戦苦闘しているという。M君の成長が会社の将来だ。「大きくなってベンツに乗せてよ!」私の彼への口癖になった。授業は、人との出会い、「生」物だと思っている。



弁護士費用と法的知識



ビジネス法学科 教授
木村 俊郎

1 近年、法化社会ということをよく耳にします。わたくし自身も講義の際、よく口になります。この法化社会を大雑把に定義すれば、社会問題を処理するに際して、訴訟が中心的な役割を演じつつある社会ということになると思います。たとえば、重大な刑事事件に一般市民が参加する裁判員制度の導入（2009年5月システム始動）、司法書士も一定の研修を受ければ簡易裁判所で法廷活動ができる、さらには民事訴訟法の改正により、少額訴訟（訴額が60万円以下の訴訟）ならば、わたくしたち一般市民が法律専門家に頼らなくても訴訟が簡単に提起（判決は原則的にその日の内に示される。）できる。などです。

このようにわたくしたちの日常生活は、ちょっと注意すればいたるところで法あるいは裁判制度とたくさん係わり合いを有するものになってしまったのです。一方、法化社会をさらに深化させるいろいろな事件が身近に発生しています。振り込め詐欺、デート商法、悪質リホーム商法などです。わたくしたちは好むと好まざるにかかわらず無理やり訴訟を意識しなければならない生活環境に突入したのです。

2 法化社会の中で、一般市民が持っていないといけない法的知識や情報はたくさんあります。今回はその法的知識や情報の中であまり講義では説明されないおカネの問題を取り上げました。弁護士に法律相談や訴訟を依頼したときの弁護士費用についてです。

このような費用の話をする前にわが国の訴訟の原則を少しだけ説明します。訴訟は大別して刑事訴訟と民事訴訟に分かれます。この文は民事訴訟制度に限定して説明します。わが国の民事訴訟制度は「本人訴訟」が原則です。簡単に言うと、本人の申請により訴訟手続きを行うということ、つまり法律専門家である弁護人を雇わず、訴訟は全部本人が行うということです。ちなみに、民事訴訟では弁護士のことを「訴訟代理人」または「弁護人」と呼びます。しかし、本人訴訟であっても訴訟の相手方が訴訟代理人として弁護士をサポートとして配置すれば、その訴訟はよほどのことがない限り負けるといってよいでしょう。そうだとすると、こちらも訴訟代理人として弁護士を依頼するしかありません。軍資金としての弁護士費用の捻出が急務となります。

3 一般市民にとって一番気になるのがこの弁護士費用です。いったいどの程度の金額が必要なのか見てみましょう。弁護士費用は事件の内容によって異なるのですから、具体的に明示することはできません。しかし、必要項目のおよその額は見当がつくのでそれを順次説明します。

4 はじめは弁護士に依頼することになります。法律相談という形をとることになります。まず「法律相談料」について見てみましょう。この費用の標準は日本弁護士連合会（通称：日弁連と呼んでいる）によって決められています。しかし、あくまでこの標準費用は目安という性格しかありません。当然、依頼内容によって法律相談料は異なります。依頼内容が複雑・困難になるほど法律相談料は標準額を越えるのが普通です。また法律相談はあくまで法律相談ですから、その内容は相談問題の解決を目指したアドバイスでしかありません。したがって、法的トラブルはこのアドバイスによって実質的に問題解決にいたるといわけではありません（時には解決にいたる場合もあります。）。

5 具体的に法律相談を見てみましょう。通常、法律相談料は時間制によって算出されます。30分ごとに5,000円～2万5,000円程度の範囲で加算されます。これでは頭に血が上ったままで、あらかじめ相談内容を整理せず弁護士事務所を訪問するなら、相当の額が必要となります。また一回の相談で済めばよいのですが何回もとなれば経済的負担も馬鹿にならないといえます。しかし、一方で特別な法律相談制度もあります。① 初回に限り、30分ごとに5,000円という定額の法律相談制度があります。『初回市民法律相談』という制度です。また、② 地方自治体が主催する『市民無料法律相談』、そして③大学が行う『無料法律相談（本校も経営・ビジネス法情報センター主催で7月初旬から学生、一般市民のために開設することになりました。利用していただければと思っています。名称は「法ヒーリング」です。）』の制度もあります。

6 特定の項目に限り鑑定を受けることもできます。鑑定は書面による場合と口頭による場合（法律相談の一種）があります。書面による鑑定は、特定事項に対する法律上の判断または意見の表明ということになり、その内容のいかんにかかわりなくその「鑑定料」は20万円～30万円です。

（次ページに続く→）

7 つぎに法的トラブルが実際に訴訟問題として裁判所を経由する場合はどうでしょう。まず、弁護士に訴訟代理人になってもらうことになります。引受料としての「着手金」が必要です。これは弁護士に訴訟代理人になるように依頼した段階で支払うことになります。着手金は訴訟の勝ち負けに関係ない費用です。当然、敗訴になっても返還はありません。法的には依頼した事務を処理してもらうことの対価ということになります。

着手金の額は訴訟の種類、内容、依頼者の受ける経済的利益（たとえば、裁判で容認された損害賠償額など）の額などによって異なります。一例ですが、経済的利益が300万円以下の場合には8%ぐらい、離婚の場合は30万円前後、境界のトラブルなら40万円前後です。サラ金などで一般消費者が多重債務者になり自己破産の申請を受けるには20万円以上の着手金が必要です。

8 訴訟終了の段階で支払う費用として「成功報酬金」があります。この場合「成功」ですから勝訴した場合ということになります。ただし、勝訴は全面勝訴ではありません。一部勝訴も支払い対象（勝訴の程度によって異なる）になります。つまり、支払う必要がなくなるのは全面敗訴の場合だけと考えればよいでしょう（成功報酬金の支払は免除、しかし損害賠償金は支払う。痛し痒しですね）。その額はやはり着手金の場合と同じです。違うのは支払われる割合が異なるだけです。たとえば、全面勝訴の場合、依頼者の受ける経済利益が300万円以下の場合、18%前後だと言われています。離婚、境界のトラブルは着手金と同程度のようなようです。一般消費者の自己破産の申請に対する成功報酬金は依頼者の経済的利益（免除債権額など）が300万円以下の場合16%前後となります。つまり自己破産が認められても弁護士に支払う着手金と成功報酬金の支払は残るということになります。このようなおカネの都合が付かない人は自己破産すらできないことになります。さらに闇金融（ヤミ金）という地獄への道が繋がっているということになります。

9 その他、手数料、実費、日当という支払費用があります。

「手数料」は当事者間に争いが無いケースにおいて事務的な手続きを依頼した場合に生じる費用のことです。具体的には契約書の作成、遺言書の作成、会社設立や登記、登録に関する費用などがそれぞれです。契約書作成の場合、取り扱う契約金額が300万円～3,000万円の場合、1%+7万円前後、遺言書作成の場合、遺言金額が300万円～3,000万円の場合、1%+17万円前後、会社設立の場合、資産が1,000万円～2,000万円の場合2%+24万円前後と言われています。

「実費」は事件を処理するために実際に費やされた費用です。訴訟の場合ならば裁判所に収める印紙代、予納郵券（切手）代、記録謄写費用、事件によっては保証金、さらには弁護士の出張に関する交通費、宿泊料などです。

「日当」とは弁護士が依頼された事務を処理するために事務所の所在地を離れ、事務処理に拘束された対価です。簡単にいうと半日（往復2～4時間拘束）の場合、3万円～5万円、一日（往復4時間以上）の場合、5万円～10万円ぐらいです。

10 ざっと弁護士費用を紹介しました。大雑把な計算なのですが相当の金額が必要になりますね。この訴訟が一審で決着すればいいですが、さらに上級審で争うとなると一層の出費です。訴訟は精神面で相当のストレスを、経済面でも金銭負担を背負い込むことになります。一般市民が訴訟に二の足を踏むのがよく分かります。このように考えますと、訴訟に勝つということは潤沢な資金を有することが要件の一つだと言えます。このような結論は間違っています。しかし現実はこの桎梏から逃れられないのです（でも諦めないでください。経済的に困っていても訴訟費用を貸してくれる法律扶助制度もあります。銀行ローンではありません。法律扶助協会が貸与してくれます。若干要件が厳しいですがね。）。

そうだとすれば、わたくしたちがこのような法治社会で生きて行くためにはどうすればよいのでしょうか。選択肢はそんなに多くはありません。唯一弁護士に助けを求めるというのではなく（「臨床法学」といいます。）、できるだけ紛争を生じさせないということです。簡単に言えば、あらかじめ紛争回避の手当を講じておくことだと思います。このような考え方を「予防法学」と呼んでいます。

つまり、この拙文の結論は「可能なかぎり法律を勉強する」ということですね。わたくしたちビジネス法学科はこのように「予防法学」の浸透を目指しているのです（下線部はチョットした宣伝でした）。





資格試験への挑戦と醍醐味

みなさんこんにちは。私は、7年前に本学経営学部を卒業し、現在本学総務部で勤務しております。

(1) 資格挑戦への経緯～高校時代～

さて、私は自称“資格ゲッター”ということで現在約 80 の資格や免許を持っています。なぜ、こんなにも資格を持っているかといいますと、その理由は高校時代の3つのことに起因しています。

私は岡山県のとある高校の商業科出身なのですが、1つに、毎週のようにあった資格試験。2つに、恩師との出会い。3つに、ちょうどいいライバルです。

商業科出身の方は分かると思いますが、やれ簿記、珠算、商業経済など毎週のように何かの試験があります。また、商業科は男子が少なく、常に毎週の試験で点数を張り合っていました。さらに、簿記の先生は、宿題を鬼のように出す方なのですが、非常に親身にしてくださり恩師と尊敬する方です。その先生は努力に対して必要以上に褒めてくださる方で、またクラスメートに競り勝った優越感が病みつきになり、自慢がしたいがために3年間努力した結果、資格をたくさん持っていたということです。でもまあ単なる自己満足の結晶ですね。

(2) 資格挑戦への経緯～大学時代～

教員免許を取得する傍ら、自分の得意分野である簿記の実力を測ることも目的の1つでしたが、高校の先生になって、将来、私は税理士になりたい、俺は会計士になりたいという目標を持つ生徒のために何かできればと思っていたので、税理士、会計士にも挑戦しました。大学3年生の時、当時の低脂肪乳問題で体調をかなり崩しながらも大学のレポート、学内試験、税理士試験を受けたことが懐かしい思い出です。

他方、父親が建築業関係の仕事をするので、それに関係する免許取得にも挑戦したり、趣味の分野でのライセンス取得や、友人が何らかの資格取得に向けて努力しているから負けられないと同じ資格取得にも挑戦したりしていました。

(3) モットーと自分にあったスタイル

皆さんもご存知のアンパンマンの主題歌に“何が君の幸せ 何をして喜ぶ 分からないまま終わる そんなのは嫌だ”というフレーズを私はモットーにしているため、出来ないことが非常に気に食わない性格をしています。なので、苦手分野である語学系資格にも挑戦し、働きながら専門学校に通ったりしました。

苦手分野は特に苦勞します。私は高校時代のスタイルも影響していて、独学が苦手というか楽しくない派なので、基本的にどこかの学校や講座に通いながら勉強します。人それぞれですので、自分のスタイルにあった勉強方法を模索してほしいと思います。



総務部 総務課

坂口 達也

(4) 資格に就職に必要なか？

就職に資格は必要ですか？と聞かれれば、私は不要ですと答えます。当然ながら特定の資格を有していないとできない専門職は除きます。

重要なのは、どうしてその資格が必要なのか、また、取得した資格をどのように自分の仕事、生活に活用させていくかです。ただ簿記2級が社会にでて必要だから、今どき英語ぐらい話せないよ…という抽象的な理由では全く意味がないと思います。

(5) 夢という宮殿は努力という石を積み重ねてできる

これは恩師の言葉なのですが、まさにその通りだと思っています。高度資格は何百時間という勉強を要し、10年かかっても合格できないという辛酸、挫折や猜疑を味わうことがあります。“普通”といわれる就職をしたほうが良いのではという葛藤もあります。しかし、皆さんは若いのですから、諦めるには早すぎます。自分の人生です。人生80年とすれば、残り60余年を後悔しながら生きるのか、別の道を見つけるのか、10年努力を続け、残り50年を誇らしく生きるのか、どれを選ぶかは自由です。

ですが、安易に結論を出してほしくはありません。将来のことですから大いに悩んでください。親や先生、友人など誰かに何かを言われたぐらいで、揺らぐようなら今すぐやめた方がいい。どんな強い反対があろうともそれらを説得できる断固たる決意、どんな誘惑にも負けない不断の努力を継続する覚悟をし、目標・夢に挑戦して行ってほしいと思います。



あなたと読む最高裁（大審院）判例《解答編》

問題は第2号に掲載されています。

Exercise 1

- 01) じょきゅう 02) ゆうきょう 03) じっこん 04) かんしん
- 05) だくやく 06) じょじょう 07) ごとく 08) えんこ
- 09) しかラバ 10) かかる 11) もシヤ 12) きょうニ
- 13) そくだん 14) かんきょうり 15) むしロ 16) りこう
- 17) さいむ 18) べんさい 19) とくしゅノ 20) ぞうよ
- 21) こうしゅ 22) たやすク 23) しんり 24) ろんし

Exercise 2

- 01) カフェー：大正、昭和初期に女給が酌をして洋酒類を飲ませた飲食店。バー、キャバレー、クラブなど。
- 02) 女給：カフェー、バー、キャバレーなどで、客の接待に当たった女性のこと。例えば、ホステス。
- 03) 昵懇：親しくつきあって、遠慮のないさま。
- 04) 歓心：喜ぶこと。
- 05) 諾約：申込に対して承諾を与え、それによって約束（契約）を結ぶこと。
- 06) 叙上：これまでにのべたように。
- 07) 環境裡：まわりを取り巻く状況下で。
- 08) 履行：債務を実現すること。
- 09) 輒く：むずかしくなく。
- 10) 肯首：うなづくこと。
- 11) 格段：とりわけ。
- 12) 事由：そうなったことについての理由。

Exercise 3

- 01) 上告人・被上告人：上告人は第三審裁判所へ訴えた人、被上告人は第三審裁判所に訴えられた人
- 02) 裁判上ノ請求権：訴訟によって実現することできる請求権のこと。
- 03) 債務ノ弁済：債務とは特定の人が特定の人に対して、一定の行為をすることを内容とする義務のことである。弁済とはその義務を実行すること。
- 04) 原審：前段階で行われた裁判所の判断。最高裁の場合の原審は高等裁判所の判断である。
- 05) 要約者：承諾を受けた者を意味する。つまり申込者のこと。
- 06) 特殊の債務関係：債務関係、正しくは債権・債務関係であり、民法の規定する債権・債務関係は契約、事務管理、不当利得、不法行為がそれである。ここでいう「特殊の」という意味は上記した4つの債権・債務関係以外のということである。
- 07) 贈与の成立：贈与契約が締結されたということ。
- 08) 論旨：この場合、原審判決の主旨のこと。
- 09) 本訴請求：本案訴訟の開始を認めること。ここでいう本案訴訟とは実体法、とりわけ民法上の権利の実現を求める訴訟のことである。



ビジネス法学科 教授
木村 俊郎

Exercise 4

- 01) 大審昭和九年（オ）二八七二
大審・・・・・・大審院
昭和九年・・・・・・この判決が下された年
（オ）・・・・・・上告事件
二八七二・・・・・・2872頁
- 02) 旧裁判所構成法に代わった裁判所法が施行された時である。したがって昭和22年（1947年）以降である。
- 03) 昭和10年 白米10kg 2,500円
平成20年 白米10kg 3900円
3,900円÷2,500円=1560倍
400円×1560倍=624,000円
白米の物価を基準とすれば、当時の400円は今日ではおよそ 624,000円程度。

Exercise 5

- 01) 上告人は大阪市南区道頓堀にある「カフェー丸玉」という店でホステス（女給）をしていました。客である被上告人をお店でお酒を飲んだり遊んだりの接待をしていました。
- 02) 客（被上告人）がホステス（上告人）にお店でこのような接待を受けていた時（昭和8年1月ごろ）、客はホステスとさらに親密な関係に入りたく思い、次のようなことを口約束したのです。きみ（ホステス）が将来独立して生計を立てる資金（当時の金額で400円）をわたくしが援助しようじゃないか。
- 03) 客がホステスと親密な関係にあったというのは、カフェー丸玉だけのことであり、比較的短期間のことで、その親密さはカフェー丸玉の店内でお酒を飲んだり遊んだりという内容でした。決して、それ以上の深い関係ではありませんでした。
- 04) したがって、店での座興として客はホステスの気を引くため相当金額の資金を援助しようといったのです。その真意は、決して真剣にホステスの将来を支援するというものではありませんでした。それゆえ、このような性質の贈与の口約束が履行されなかったという理由で裁判に訴えることはできません。それをできる請求だと判断した原審（高等裁判所）の判決は行き過ぎたいえと、大審院は判決でいったのです。
- 05) このような状況の下でなされた贈与の口約束とは、もし客が自発的に支払ったならばその支払い金額は受けとっておけばよい。そして一旦、受け取れば客の返還請求があっても返却する必要はない（「受領権能」といいます）と大審院は判断しました。しかし、一方でホステス自ら裁判に訴えてまでも強制的支払いを求めることができない性質のものであるともいっています。このような債権・債務関係は民法が規定しているオーソドックスな債権・債務関係とはことなるとして、このような関係を「特殊な債権・債務関係」と解釈した方がよいと指摘します。
- 06) この事件において、上記した贈与の口約束の特殊性を控訴審がまったく考慮せず、単純に民法のオーソドックスな債権・債務関係、つまり贈与契約が成立していると判断し、客に約束の400円の支払いを命じた判決は十分に審理を尽くしたとはいえない。400円の支払命令に対してもきちっとした理由が付されていないと判示しています。

Exercise 6

客がホステスの気を引くために申し出た口約束、つまりキミが将来独立したときの生活をささえるための資金として400円を援助しようという贈与の口約束は、客自身による任意の支払いがない場合、贈与の口約束を根拠にして、裁判に訴えて400円の支払いを実現できるような約束ではないといえます。この種の贈与の口約束は特殊な口約束であり、つまり、裁判に訴えても実現できない（「担保権能」がない）内容の贈与の口約束です。そのような贈与の約束を十分に検討することもなく、またしっかりとした判決の理由を展開するでもなく、民法549じょう贈与に当たると解釈した原審の判決は間違っている。

Exercise 7・8（内容は同じです。表現が違います。）

- 01) 客が言った、400円をあげようという贈与の口約束は裁判に訴えても実現できる口約束かどうか？特にカフェという特殊な場所での口約束にどの程度の法的効力がみとめられるのか？
- 02) カフェという場所で、酔客がホステスの気を引くために言った口約束は所詮、酒座において酔狂でいったもので真意からでたものではない。それを本気にとられたらたまらない。だから贈与の口約束は無効だと主張。

03) 場所はどこであれ、ひとりの男性がホステスの将来をおもんばかっていった贈与の口約束を戯言だというのは変だ。問題は民法が規定している贈与の成立要件を満たしているかどうかで判断すべきです。そして、この事件では成立要件を満たしているから贈与は有効であると主張。

Exercise 9・10（内容は同じです。表現が違います。）

- 01) 上告人であるホステス側の敗訴です。
- 02) このような贈与の口約束は民法が規定しているオーソドックスな贈与ではない。つまり、客が任意に支払った場合は有効な贈与として受け取ることができるという贈与である。しかし、法によって強制的に債権の実現をはかることのできない贈与であると判断しています。このような状況下での贈与の口約束を「自然債務」と呼んでいます。大審院は非常に微妙な線で解決をはかっていますね。しかし、学問的には面白い判断です。債権の本質的内容を提起した判例といえます。

Exercise 11（判決の評価は個人的に違いますので。解答は保留します。）

Exercise 12（まさに Exercise があるのみです。がんばれ！）

経営・ビジネス法情報センター・大阪経済大学経営学部共催

経営と法セミナー

現代社会では、コンプライアンス経営やコーポレートガバナンスなど社会的責任の重要性が増大しています。ビジネス社会の法化の進展を受け、企業経営においては、法の基礎知識と法の運用能力を備えた経営能力が求められるようになっていきます。このような経営状況の変化を受け、大阪経済大学経営学部では、「経営と法の融合」によって“経営と法の両面”に精通した市民・職業人の育成を目指しています。そこで本セミナーでは、各分野の専門家と本学教員との共同によって「経営の法の融合」の視点から現代経営にかかわる諸テーマについて議論します。

【申込方法】

- 1. Eメールにてお申し込みください（申込先：blic@osaka-ue.ac.jp）
- 2. お申し込みのメールには下記の事項をご記入ください。
 - ・お名前（ふりがな） ・参加ご希望の回（例 第1回・第3回を希望）
 - ・Eメールアドレス ・ご職業・ご所属（任意） ・今後のセミナーの案内のご案内（要・不要）
- 3. 申込締切：各回の毎週土曜日まで

【内容】

第1回：6月28日（土）14:00～16:00

- テーマ 歴史に学ぶ後継者論
- 講師 加藤廣（作家・経営学部客員教授）
- コーディネーター 井形浩治（経営学部教授）
- テーマ

戦国乱世の英雄には、独自の後継者論がある。例えば、「人生五十年」で終わった信長の生き様と行動は、暴虐・非情の面と、楽市楽座の設置や西洋文化の受容、部下の家庭事情への配慮など後世高く評価される側面を併せ持つ。当時の小泉首相も絶賛した歴史小説家が現代日本企業の後継者問題について斬新な切り口で語る。

「民法テール (Tale)」 (其の3)

Who are you?
指桃罵李

▼母=経済的ペルソナ

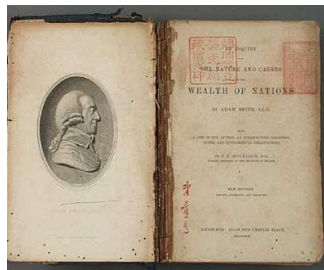
母を紹介しましょう。母が経済的ペルソナであることはすでにお話ししましたね。ではこの経済的ペルソナについて少しだけ話しておきましょう。本当は経済学者に紹介してもらうのが一番いいのですが、民法テールに登場してもらうのは申し訳ないので、わたくしがかってに話します。

近代に至ると、それ以前を支えていた、しかも強い絆で結ばれていた家共同体や農業共同体を中心とした自給自足の社会は崩壊します。そして貨幣経済がいよいよ本格的に展開されるのです。貨幣経済はいろいろな恩恵をわたくしたちに与えてくれました。たとえば、国家行政行為を計画的に実施できるということなどですね。貨幣経済が未発達な社会では、当然、国家財の中心は農産品です。これは生鮮食料品よりも比較的長持ちします。しかし、今日の保存技術と比べれば当時の保存技術は稚拙ですから、農産品を備蓄すると腐敗する恐れが生じます。農産品が国家財の中心となっている場合、国家財の価値は腐敗により自然に下落してしまいますね。これが当時の(あるいはそれ以前の)国家がねじり鉢巻きをして巨大建造物の建築に力を注いだ理由のひとつです。国家財としての農産品の腐敗が始まる前に一挙に放出し、価値の不変なものに変換しておく必要があったのでしょうか。また国家財を不変な価値物に交換した場合、その状態は数字によって掌握・管理が可能になりますね。この時、わたくしの母である経済的ペルソナが生まれ出たのだと思います。その後に、わたくしの兄弟姉妹である会計「学」、経済「学」、そして経営「学」が誕生したのだと聞いています。

このような経済的ペルソナである母が歴史の中に生まれ出たのだということにはじめて気づいたのはアダム・スミスさんだと思うのですよ。かれは母のことを合理的経済人(homo economicus)と呼んだのですよ。



Adam Smith



An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations 1863

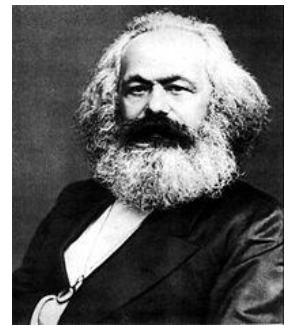
では、母の考え方をちょっと紹介しましょう。非常に合理的なものでした。財を客観的に評価するために品物そのものに焦点をあてず品物の「価値」に着目したのです。そうすることによって商品交換取引の中心的役割にすることに成功したといえるでしょう。

母は取引の中で商品と商品がいろいろな人々の間で交換されるのが不思議だったのです。バナナ2本とりんご1個は交換されるのに、バナナ1本とりんご1個は交換されない。なんでだろうと考えたのです。

そのとき、母にひらめいたグッドアイデアが「価値」だったのです。バナナ2本の「価値」とりんご1個の「価値」が同じだから交換が成り立つのです。バナナ1本の「価値」とりんご1個の「価値」は違うから交換が成り立たないよね。そうすると、また解らないことが生じたのです。では、その「価値」はどのように決めたらよいのでしょうかということ。アダム・スミスさんは「労働は富の源泉」という労働価値説を唱えています(デビット・リカードさんやカール・マルクスさんも賛成しています)。ここはいろいろな経済学の理論がでてくる場面ですね(専門の経済学の先生にたずねてください。きっとおもしろい話が聞けると思うよ。)こうして「価値」の存在や必要性に気づいた母は、わたくしの家庭を少しでも豊かにするためにこの考えに基づいて働いたのです。



David Ricard



Karl Marx

この合理的な考え方を真つすぐ進めていくと、父とけんかすることが多かったと思うのです。しかし、わたくしの両親はあまり夫婦喧嘩をしませんでした。それは、母(=経済的ペルソナ)もまだまだ父(=宗教的ペルソナ)を尊敬し愛していたからでしょう。母はよく神の「見えざる手(invisible hand)」という言葉を使っていましたからね。わたくしもこのような母の影響を強く受けているのですよ。しかし、母と違う点は「価値」ではなくて「権利」を考えの基準にして考えるところです。チョット母から独立しているでしょう。これで母の紹介はひとまずおしまいにします。わたくし民法人は、このような両親の間に生まれ、育てられてきたのです。

▼エピソード1 民法人の生物的分類

生物学の分類表を使って「お遊び」でわたくし民法人を分類してみましょう。これはあくまでも「お・あ・そ・び」です。かっこよく言うと「知の遊戯」かな? ちなみに、緑は生物学的分類項目、赤はヒトの生物学的分類(ここまでは本物)、青が民法人の生物学的分類です。



次号(第5号)では、わたくしの考え方の基本パターンとその中心となるキーワード「権利」についてをお話する予定です。

ビジネス法学科の2007年度就職状況

2008年2月26日現在

建設業

住友電設株式会社 株式会社 新日本電気サービス

製造業

関西スチール株式会社 神鋼建材工業株式会社 株式会社 アピステ タカラスタンダード株式会社 森紙業株式会社
日立住友重機械建機クレーン株式会社

情報通信業

ソフトバンクモバイル株式会社 株式会社 毎日コミュニケーションズ

卸売業

加藤産業株式会社 株式会社 アステイス ナイス株式会社 株式会社 シマブンコーポレーション 大藤つり具 粟井機鋼株式会社
大喜産業株式会社 株式会社 メディテイク株式会社

小売業

株式会社 カインズ 株式会社 リオチェーン 青山商事株式会社 株式会社 リカーマウンテン 株式会社 ハナテン
株式会社 関西マツダ ネットトヨタ大阪株式会社 株式会社 ヨドバシカメラ株式会社

金融・保険業

島根銀行 株式会社 三井住友銀行 近畿労働金庫 大阪協栄信用組合 エース証券株式会社
三菱UFJ証券株式会社 新光証券株式会社 丸三証券株式会社 ソニー生命保険株式会社

不動産業

シービー・リチャードエリス株式会社 積和不動産関西株式会社 株式会社 ライフステージ 日本エスリード株式会社 住友不動産販売株式会社

サービス業

ウェッジ株式会社 株式会社 セイファート オーエス株式会社 水岩ファッションサービス株式会社

公務

摂津市役所 茨木市役所 大阪府警察本部

経営・ビジネス法情報センター、中小企業・経営研究所「中小企業の法的環境」研究グループ共催

次回 ビジネス法研究会のお知らせ

報告者 名古屋中小企業投資育成株式会社 取締役社長 池田芳原

「投資育成会社の役割」

名古屋中小企業投資育成株式会社 取締役 磯部隆英

「中小企業から見た新会社法」

司会 ビジネス法学科教授 池島真策

開催日時 7月5日(土曜日) 13:30~16:00

開催場所 C館65教室

ビジネス法情報センターホームページ公開

6月より配信開始！！

サポート体制もいよいよ充実化。

イベント情報、法律相談等、新しいコンテンツを載せていきます

ので、ぜひ見てください。

<http://www.okblic.jp>

